

○大津市営住宅の設置及び管理に関する条例

昭和 63 年 12 月 24 日

条例第 25 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和 36 年条例第 26 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 市営住宅の設置等(第 2 条～第 2 条の 3)
- 第 3 章 入居者の決定等(第 3 条～第 12 条)
- 第 4 章 家賃(第 13 条～第 17 条の 2)
- 第 5 章 費用負担(第 18 条・第 19 条)
- 第 6 章 入居者の保管義務等(第 20 条～第 24 条)
- 第 7 章 収入超過者に対する措置等(第 25 条～第 31 条)
- 第 8 章 市営住宅建替事業に伴う措置等(第 32 条～第 34 条の 2)
- 第 9 章 市営住宅の明渡し(第 35 条・第 36 条)
- 第 10 章 社会福祉法人等による市営住宅の使用等(第 37 条～第 43 条)
- 第 11 章 集会所の管理(第 44 条)
- 第 12 章 自動車駐車場の管理(第 45 条～第 49 条)
- 第 13 章 補則(第 50 条～第 54 条)

附則

第 1 章 総則

(平 9 条例 39・章名追加)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市営住宅及び共同施設(市営住宅の入居者の共同の福祉のための児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路並びに自動車駐車場をいう。以下同じ。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(平 9 条例 39・一部改正)

第 2 章 市営住宅の設置等

(平 9 条例 39・章名追加)

(市営住宅の設置)

第 2 条 住民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、本市に市営住宅を設置する。

2 市営住宅の種類は、次のとおりとする。

(1) 公営住宅 次に掲げるものをいう。

ア 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの

イ 特定公共賃貸住宅の用途を低額所得者に賃貸するための住宅に変更したものと及びその附帯施設

(2) 改良住宅 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号。以下「改良法」という。)の規定により建設を行い、賃貸するための住宅及び国土交通大臣の承認を受けた小集落地区改良事業に関する計画に基づき建設し、賃貸するための住宅をいう。

(3) 地域特別賃貸住宅 国土交通大臣の承認を受けた地域特別賃貸住宅供給計画に基づき建設し、賃貸するための住宅をいう。

(4) 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号。以下「優良賃貸住宅法」という。)の規定により市が建設を行い、中堅所得者等に賃貸するための住宅で、優良賃貸住宅法の規定による国の補助に係るものをいう。

3 市営住宅の名称、位置及び戸数は、前項第 1 号に掲げる市営住宅にあつては別表第 1、同項第 2 号に掲げる市営住宅にあつては別表第 2、同項第 3 号に掲げる市営住宅にあつては別表第 3、同項第 4 号に掲げる市営住宅にあつては別表第 4 のとおりとする。

(平 9 条例 39・全改、平 12 条例 89・平 17 条例 79・平 23 条例 18・一部改正)  
(集会所の設置)

第 2 条の 2 市営住宅の共同施設として集会所を、別表第 5 に掲げる市営住宅に設置する。

(平 9 条例 39・追加、平 17 条例 79・一部改正)  
(自動車駐車場の設置)

第 2 条の 3 市営住宅の共同施設として自動車駐車場を、別表第 6 に掲げる市営住宅に設置する。

(平 9 条例 39・追加、平 17 条例 79・一部改正)

### 第 3 章 入居者の決定等

(平 9 条例 39・章名追加)  
(入居者の公募等)

第 3 条 市営住宅の入居は、公募により行い、その方法は、別に規則で定める。

2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者については公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損傷

- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業(現に存する市営住宅を除却し、又は現に存する市営住宅及び共同施設を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに市営住宅を建設し、又は新たに市営住宅及び共同施設を建設する事業(新たに建設する市営住宅又は新たに建設する市営住宅及び共同施設と一体の市営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに整備する事業を含む。)をいい、これに附帯する事業を含むものとする。以下同じ。)による市営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の施行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者に人数の増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 第2条第2項各号に掲げる種類が同一の市営住宅の入居者が相互に入れ代わることが双方の利益となること。

(平7条例60・平9条例39・平17条例79・平18条例36・平25条例34・一部改正)

(入居者の資格)

第4条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。ただし、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあつては、この限りでない。
- (2) 市町村税及び国民健康保険料を完納していること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があるこ

と。ただし、その同居が社会通念上不自然な世帯分離又は家族構成でないと認められる場合に限り、その親族が第7号の条件を具備する場合に限る。

(4) その者の収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「優良賃貸住宅規則」という。)第1条第3号に規定する所得。第14条第2項及び第3項並びに第50条第1項において同じ。)がア、イ、ウ、エ又はオに掲げる場合に依り、それぞれア、イ、ウ、エ又はオに掲げる金額であること。

ア 公営住宅及び改良住宅の場合にあつて、入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として次に掲げる場合 214,000円(改良住宅にあつては、139,000円)を超えない金額

(ア) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 次項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 公営住宅の場合にあつて、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害の発生日から3年を経過した後は、158,000円)を超えない金額

ウ 公営住宅の場合にあつてア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円を超えない金額

エ 改良住宅の場合にあつて、アに掲げる場合以外の場合 114,000円を超えない金額

オ 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の場合 規則で定める金額

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者(地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあつては、自ら居住するため住宅を必要としている者)であること。

- (6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
  - (7) 市営住宅の入居者若しくは同居者として第36条第1項第1号から第6号までの規定による市営住宅の明渡しの請求を受けたこと(未成年の同居者であった場合等自己の責めに帰することができない事由により明渡しの請求を受けた場合を除く。)又は市営住宅の不法占有者として市営住宅の明渡しの請求を受けたことがないこと。この場合において、これらの請求を受けたことがある場合であっても、当該市営住宅の家賃若しくは家賃相当損害賠償金又は第36条第8項に規定する明渡しに要した費用で市が負担したものを(これらの債権が消滅時効にかかる場合にあつては、その時効を援用することなく)全額納付したときは、これらの請求を受けたことがないものとみなす。
- 2 公営住宅及び改良住宅にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、単身で入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 60歳以上の者
  - (2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
  - (3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
  - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者
  - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあつては、第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、居住の安定を図る必要があるとして入居させることが適当である者として市長が認める者(その収入の額が規則で定める範囲内にある者に限る。)は、単身で入居することができる。
- (平 7 条例 19・平 7 条例 60・平 9 条例 39・平 11 条例 50・平 12 条例 70・平 12 条例 89・平 14 条例 19・平 17 条例 79・平 18 条例 36・平 20 条例 42・平 23 条例 40・平 25 条例 75・平 26 条例 76・一部改正)
- (入居者の資格の特例)
- 第 4 条の 2 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途廃止により、当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する者は、同法第 5 条第 1 項第 1 号の災害の発生した日から起算して 3 年を経過する日まで、前条第 1 項第 5 号に掲げる条件を具備する場合においては、同項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 3 前条第 1 項第 4 号イに掲げる入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

- 4 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者は、前条第1項第5号に掲げる条件を具備する場合においては、同項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる条件を具備する者とみなす。

(平9条例39・追加、平17条例79・平20条例42・平25条例34・平25条例75・平27条例92・一部改正)

(単身者入居対象住宅の規格)

第5条 第4条第2項に規定する者の入居を認める市営住宅の規格は、居住室面積が23平方メートル(14畳)以下又はその住戸専用面積が43平方メートル以下の規模の住宅とする。

(平9条例39・平10条例30・一部改正)

(入居の申込み及び決定)

第6条 第4条及び第4条の2に規定する入居資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、市営住宅の入居者を決定するにあたり、次条の規定により入居者の選考を行うものとする。

- 3 市長は、市営住宅の入居者を決定したときは、速やかにその旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に通知しなければならない。

- 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(平9条例39・一部改正)

(入居者の選考)

第7条 市長は、入居の申込みをした者のうち次の各号のいずれかに該当する者(以下この項において「該当者」という。)について、その住宅に困窮する実情を調査して市営住宅の入居者を選考する。この場合において、該当者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選をしたうえで、当選した者について、その住宅に困窮する実情を調査して入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に記すべき事由に基づく場合を除く。)

- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、配偶者のない女子で 20 歳未満の子を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、老人又は障害者で市長が定める要件を備えているものその他市長が定める者で、速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの(以下この項において「該当者」という。)については、前項の規定にかかわらず、市長が割り当てをした市営住宅(地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)に優先的に選考して入居させることができる。この場合において、該当者の数が割り当てをした市営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選によって入居者を選考する。
- 3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、現に同居し、又は同居しようとする 18 歳未満の子が 3 人以上ある者、配偶者のない女子で 20 歳未満の子を扶養しているもの、60 歳以上の者、障害者、現に同居し、又は同居しようとする者のうちに 60 歳以上の者又は障害者がある者、第 25 条第 1 項の規定により収入超過者と認定された入居者、第 28 条第 2 項の規定により収入超過者と認定された改良住宅の入居者及び第 28 条の 3 第 1 項の規定により高額所得者と認定された入居者については、第 1 項の規定にかかわらず、市長が割り当てをした地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅に優先的に選考して入居させることができる。
- 4 市長は、前 3 項の規定により入居者を選考するにあたり、入居者選考委員会の意見を求めなければならない。

(平 7 条例 60・平 9 条例 39・平 18 条例 36・一部改正)

(入居補欠者)

第 8 条 市長は、前条の規定に基づいて公開抽選により入居者を選考する場合において、入居者選考委員会の意見を聞いて、入居決定者のほかに、落選者のうちから、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者(この項の規定に基づく入居決定者を含む。次項において同じ。)が市営住宅への入居を辞退したとき、又は第 11 条第 4 項の規定により入居の決定を取り消したときは、入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。
- 3 第 1 項の補欠の有効期間は、入居決定者の第 11 条に規定する入居の手続きが完了したときに終了する。

(平 9 条例 39・一部改正)

(入居者選考委員会)



第 9 条 市営住宅の入居者の選考及び入居補欠者の決定に関し、その意見を求めるため、入居者選考委員会を置く。

2 入居者選考委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(改良住宅の入居の特例)

第 10 条 改良住宅については、第 3 条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを入居させなければならない。ただし、改良住宅に入居すべき者が不在の場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして第 3 条から前条までの規定を適用する。

(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良地区(改良法第 2 条第 3 項に規定する改良地区をいう。以下同じ。)の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令(昭和 35 年政令第 128 号)第 8 条で定めるところにより、市長が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 小集落地区改良事業に関する事業計画の承認の日から引き続き同計画に定める小集落改良地区に居住していた者で、小集落地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの又は同計画の承認の日以後に小集落改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(4) 前 3 号に掲げる者と同じの世帯に属する者

(平 9 条例 39・一部改正)

(入居の手続き)

第 11 条 市営住宅の入居決定者は、第 6 条第 3 項の通知を受けた日から 15 日以内に、市内に居住する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

2 市営住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続きをしなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市営住宅の入居決定者は、市長が特別の事情があると認めるときは、市長が適当と認める者を同項の規定による連帯保証人とすることができる。

- 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続きをしないとき、又は市営住宅の引渡しの日までに第 3 条第 2 項、第 4 条若しくは第 4 条の 2 第 3 項に掲げる事由若しくは条件を備えなくなったときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

(平 9 条例 39・平 25 条例 34・一部改正)

(同居の承認)

第 11 条の 2 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による同居の承認の申請があった場合においては、第 4 条第 1 項に規定する入居者の資格を参酌して規則で定める条件を具備するときに限り、同居の承認をするものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平 9 条例 39・追加、平 17 条例 79・平 20 条例 42・一部改正)

(入居の承継)

第 12 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、引き続き、当該市営住宅に居住することができる。

- 2 市長は、前項の規定による入居の承継の承認の申請があった場合においては、第 4 条第 1 項に規定する入居者の資格を参酌して規則で定める条件を具備するときに限り、入居の承継の承認をするものとする。この場合において、その申請が入居者の退去を理由とする場合にあつては、承継をしようとする者が入居者ととともに退去することができない事情があると認められるときに限り、入居の承継の承認をするものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による入居の承継の承認を受けようとする者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、当該承認をしてはならない。

(平 9 条例 39・全改、平 17 条例 79・平 20 条例 42・一部改正)

#### 第 4 章 家賃

(平 9 条例 39・章名追加)

(家賃の決定)

第 13 条 市営住宅(地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の毎月の家賃は、毎年度、第 14 条の 2 第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4

項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 25 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。ただし、入居者及び同居者からの収入の申告がない場合において、第 50 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者及び同居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)第 8 条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して 0.7 以上 1.6 以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、本市に係るもの
- (2) 当該市営住宅(その市営住宅が共同住宅である場合にあっては、当該市営住宅の共用部分以外の部分に限る。)の床面積の合計を 65 平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて 1 以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該市営住宅に係るもの
- (4) 市長が市営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、市営住宅の設備その他の当該市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してアに掲げる数値以上イに掲げる数値以下で定める数値

ア 0.5

イ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値

(ア) 1.3

(イ) 1.6 を第 1 号に掲げる数値で除した数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居者の収入	額
104,000 円以下の場合	34,400 円
104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	39,700 円
123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	45,400 円
139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	51,200 円
158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	58,500 円
186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	67,500 円
214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	79,000 円

259,000円を超える場合	91,100円
----------------	---------

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して、令第3条で定めるところにより、毎年度、市長が定める。
- 4 第1項(ただし書を除く。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、改良住宅(第10条ただし書の規定により公営住宅とみなされた改良住宅を除く。第25条第1項及び第28条の3第1項において同じ。)の家賃は、第1項の規定により算出した額が、改良法第29条第3項の規定により例によることとされる同項に規定する旧公営住宅法第12条第1項に規定する月割額又はこれに準じて算出した額(以下この項及び第28条の2第2項において「限度額」という。)を超えるときは、限度額とする。
- 5 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃は、優良賃貸住宅法第13条第1項及び優良賃貸住宅規則第20条の規定に基づき算出した額の限度内において、市長が定める。  
(平9条例39・全改、平12条例89・平15条例17・平16条例64・平20条例42・一部改正)  
(家賃の減額の特例)  
第14条 第7条第2項の規定により市長が割り当てをした市営住宅及び改良住宅の家賃については、市長は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第4項の規定により定める額から減額して定めることができる。
- 2 地域特別賃貸住宅の家賃は、当分の間、当該入居者の申請及び収入の申告に基づき、その収入に応じ前条第5項の規定により定める額から減額して定めることができる。
- 3 特定公共賃貸住宅の家賃は、その設置の日から規則で定める期間、当該入居者の申請及び収入の申告に基づき、その収入に応じ前条第5項の規定により定める額から減額して定めることができる。  
(平9条例39・全改、平10条例30・平11条例15・一部改正)  
(収入の申告及び認定)  
第14条の2 市営住宅(地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の入居者及び同居者は、市長の定めるところにより、毎年度、市長に対し、収入の申告をしなければならない。
- 2 市長は、第50条の規定による収入状況の報告があったときは、当該報告をもって前項の規定による収入の申告に代えることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は前項の規定により収入の申告に代えることができる収入状況の報告に基づき、入居者の収入の額を認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べるができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(平 9 条例 39・追加、平 15 条例 17・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 15 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他特別の事情があるとき。

(平 9 条例 39・一部改正)

(家賃の変更)

第 16 条 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅については、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 市営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 市営住宅について改良を施したとき。

(平 9 条例 39・平 15 条例 17・一部改正)

(家賃の納付)

第 17 条 家賃は、第 11 条第 5 項の規定により通知された入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第 29 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 36 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日)まで徴収する。

2 家賃は、毎月末までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で入居した場合の当該月分の家賃は入居した日の属する月の翌月末までに、月の途中で明け渡した場合の当該月分の家賃は明け渡した日までに納付しなければならない。

3 前項の場合において、家賃の納付期限が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、日曜日、土曜日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。以下同じ。)のときは、その日後の最初の休日等でない日を当該家賃の納付期限とする。

4 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算と

する。この場合において、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 5 入居者が第35条に規定する手続きを経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(平9条例39・一部改正)

(家賃の督促)

第17条の2 市長は、入居者が前条第2項及び第3項の納付期限までに家賃を納入しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 市長は、前項の督促に係る通知をしたときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

(平25条例34・追加)

## 第5章 費用負担

(平9条例39・章名追加)

(修繕費用の負担)

第18条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げを行って設置した公営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(平9条例39・一部改正)

(入居者の費用負担義務)

第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
  - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
  - (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
  - (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用
- 2 入居者は、自己の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(平9条例39・一部改正)

## 第 6 章 入居者の保管義務等

(平 9 条例 39・章名追加)

(入居者の保管義務)

第 20 条 入居者は、当該市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

(周辺環境の保全等)

第 20 条の 2 入居者は、当該市営住宅の周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(平 9 条例 39・追加)

(市営住宅を使用しないときの届出)

第 21 条 入居者は、当該市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(平 9 条例 39・一部改正)

(転貸等の禁止)

第 22 条 入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(平 9 条例 39・一部改正)

(用途変更の禁止)

第 23 条 入居者は、当該市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(平 9 条例 39・一部改正)

(模様替え等の禁止)

第 24 条 入居者は、当該市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

(平 9 条例 39・一部改正)

## 第 7 章 収入超過者に対する措置等

(平 9 条例 39・章名追加)

(収入超過者の認定)

第 25 条 市長は、市営住宅(改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の入居者が当該市営住宅に引き続き 3 年以上入居している場合において、第 14 条の 2 第 3 項の規定により認定した収入の額が第 4 条第 1 項第 4

号(エ及びオを除く。)に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

- 2 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べるができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(平 7 条例 60・平 9 条例 39・一部改正)

(収入超過者の明渡努力義務)

第 26 条 前条第 1 項の規定により収入超過者として認定された入居者(以下「収入超過者」という。)は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(平 9 条例 39・旧第 27 条繰上・一部改正)

(収入超過者の家賃)

第 27 条 収入超過者が当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、当該収入超過者に係る当該市営住宅の次の表の左欄に掲げる年度の毎月の家賃は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃の額から同項本文の規定による家賃の額を控除した額に同表の左欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

年度	入居者の収入			
	158,000 円 を超え 186,000 円 以下の場合	186,000 円 を超え 214,000 円 以下の場合	214,000 円 を超え 259,000 円 以下の場合	259,000 円を 超える場合
初年度(この項の規定により当該市営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。)	5 分の 1	4 分の 1	2 分の 1	1
初年度の翌年度	5 分の 2	4 分の 2	1	1
初年度の翌々年度	5 分の 3	4 分の 3	1	1



初年度から起算して3年度を経過した年度	5分の4	1	1	1
初年度から起算して4年度以上を経過した年度	1	1	1	1

- 2 第15条(第1号を除く。)及び第17条の規定は、前項の規定による家賃について準用する。

(平9条例39・追加、平18条例36・平20条例42・一部改正)

(改良住宅に係る収入超過者の認定)

第28条 市長は、改良住宅の入居者が当該改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条の2第3項の規定により認定した収入の額が第4条第1項第4号ア又はエに掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

- 2 第25条第2項の規定は、前項の規定による収入超過者の認定について準用する。

- 3 第26条の規定は、第1項の規定により収入超過者として認定された改良住宅の入居者について準用する。

(平9条例39・全改、平10条例30・平15条例17・一部改正)

(改良住宅の収入超過者の割増賃料)

第28条の2 前条第1項の規定により収入超過者として認定された改良住宅の入居者は、当該認定に係る期間、毎月、割増賃料を支払わなければならない。

- 2 前項の割増賃料の額は、限度額に、次に掲げる表の左欄に定める改良住宅の入居者の資格の区分及び中欄に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄に定める率を乗じた額(この額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)とする。

入居者の資格	入居者の収入	率
第4条第1項第4号アに該当する場合	139,000円を超え158,000円以下の場合	0.3
	158,000円を超え191,000円以下の場合	0.5
	191,000円を超える場合	0.8
第4条第1項第4号エに該当する場合	114,000円を超え158,000円以下の場合	0.3
	158,000円を超え191,000円以下の場合	0.5
	191,000円を超える場合	0.8

- 3 第1項の割増賃料の額については、市長は、前項の規定により定める額から減額して定めることができる。

4 第 15 条(第 1 号を除く。)及び第 17 条の規定は、第 1 項の割増賃料について準用する。

(平 9 条例 39・追加、平 15 条例 17・平 20 条例 42・一部改正)

(高額所得者の認定)

第 28 条の 3 市長は、市営住宅(改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の入居者が当該市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合において、第 14 条の 2 第 3 項の規定により認定した収入の額(この額の算定の基礎となる入居者の所得金額(令第 1 条第 3 号に規定する所得金額をいう。以下同じ。))に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。))以外の同居者の所得金額を合算する場合にあっては、1,248,000 円を超える部分の金額に限るものとする。)が最近 2 年間引き続き 313,000 円を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の規定による高額所得者の認定について準用する。

(平 9 条例 39・追加、平 20 条例 42・一部改正)

(高額所得者に対する明渡請求)

第 29 条 市長は、前条第 1 項の規定により高額所得者として認定された入居者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第 1 項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による請求を受けた者が次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

(平 9 条例 39・一部改正)

(高額所得者の家賃等)

第 29 条の 2 高額所得者が当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあって

ては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、当該高額所得者に係る当該市営住宅の毎月の家賃は、第 13 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 市長は、前条第 1 項の規定による明渡請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても当該市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第 15 条(第 1 号を除く。)及び第 17 条の規定は、第 1 項の規定による家賃及び前項に規定する金銭について準用する。

(平 9 条例 39・追加)

(住宅のあっせん等)

第 30 条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、第 29 条第 1 項の規定による明渡請求を受けた者に対しては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的資金による住宅の入居等について特別の配慮をしなければならない。

(平 9 条例 39・平 14 条例 19・平 16 条例 27・一部改正)

(入居の期間の通算)

第 31 条 市長が第 4 条の 2 第 1 項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第 25 条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第 33 条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第 25 条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(平 9 条例 39・全改)

## 第 8 章 市営住宅建替事業に伴う措置等

(平 9 条例 39・章名追加)

(建替事業による明渡請求等)

第 32 条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めてその明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による明渡請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による明渡請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 第29条の2第2項の規定は、第1項の規定による明渡請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該市営住宅を明け渡さない場合について準用する。

(平9条例39・旧第33条繰上・一部改正)

(新たに整備される市営住宅への入居)

第33条 市営住宅建替事業の施行により除却される市営住宅の除却前の最終の入居者は、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出をした者を、新たに整備される市営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第4条及び第4条の2第3項の規定は、適用しない。

(平9条例39・追加)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第34条 市長は、前条の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条、第27条第1項又は第29条の2第1項の規定にかかわらず、当該新たに入居する市営住宅の家賃の額から従前の市営住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄に定める率を乗じた額を、当該新たに入居する市営住宅の家賃の額から減額するものとする。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

(平9条例39・全改)

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第34条の2 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居

者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 13 条、第 27 条第 1 項又は第 29 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、新たに入居する市営住宅の家賃の額から前条の例により減額するものとする。

(平 9 条例 39・全改)

## 第 9 章 市営住宅の明渡し

(平 9 条例 39・章名追加)

(明渡しに伴う検査)

第 35 条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに市長に届け出て、住宅監理員(法第 33 条の規定により市長が任命する者をいう。以下同じ。)又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者が第 24 条第 1 項の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(平 9 条例 39・一部改正)

(住宅の明渡し請求)

第 36 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
  - (2) 家賃又は割増賃料を 3 月以上滞納したとき。
  - (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
  - (4) 正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
  - (5) 入居者又は同居者が暴力団員であるとき。
  - (6) 第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 20 条から第 24 条までの規定に違反したとき。
  - (7) 入居している市営住宅を明け渡したとしても、住宅に困窮しなくなったとき。
  - (8) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の明渡し請求を行ったときは、当該明渡し請求を受けた者に対して、入居した日から明渡し請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額(地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅にあつては、第 13 条第 5 項の規定により市長が定める額。以下同じ。)とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、明渡し請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡し

しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当することにより同項の明渡請求を行ったときは、当該明渡請求を受けた者に対し、明渡請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 第 17 条の規定は、前 2 項の規定により明渡請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について毎月徴収する金銭について準用する。
- 6 市長は、市営住宅が第 1 項第 8 号の規定に該当することにより同項の明渡請求を行う場合には、当該明渡請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 7 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 34 条第 1 項の通知をすることができる。
- 8 市長は、第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当することにより同項の明渡請求を行った場合において、訴訟、強制執行並びに残置動産の撤去及び処分に要した費用で市が負担したものを、当該明渡請求を受けた者から徴収することができる。

(平 9 条例 39・平 10 条例 30・平 12 条例 89・平 17 条例 79・平 20 条例 42・平 25 条例 34・一部改正)

## 第 10 章 社会福祉法人等による市営住宅の使用等

(平 9 条例 39・追加)

(使用の許可)

第 37 条 市長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人その他規則で定める者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業のうち規則で定める事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の使用の許可に条件を付すことができる。

(平 9 条例 39・追加、平 12 条例 70・一部改正)

(使用の許可の申請等)

第 38 条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅の使用の許可を受けようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期

間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に対し、使用の許可の申請をしなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の規定により申請があった場合において、当該申請に対し許可をするときは、当該社会福祉法人等にその旨及び市営住宅の使用開始可能日を通知するものとし、許可をしないときは、その旨を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅の使用の許可の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(平 9 条例 39・追加)

(使用料)

第 39 条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用している者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による使用料の額を超えてはならない。

(平 9 条例 39・追加)

(準用)

第 40 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第 17 条から第 24 条まで、第 32 条及び第 36 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第 17 条中「第 11 条第 5 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第 29 条第 1 項又は第 32 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と、「第 36 条第 1 項の規定による」とあるのは「第 43 条の規定による使用の許可の取消しに基づく」と読み替えるものとする。

(平 9 条例 39・追加)

(使用状況の報告)

第 41 条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(平 9 条例 39・追加)

(使用の内容の変更)

第 42 条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第 38 条第 1 項の規定により行った許可の申請に係る使用の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(平 9 条例 39・追加)

(使用の許可の取消し)

第 43 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(平 9 条例 39・追加)

## 第 11 章 集会所の管理

(平 9 条例 39・追加)

(集会所の管理)

第 44 条 市営住宅の共同施設として整備された集会所の管理は、当該市営住宅の入居者の全部又は一部で構成する自治会等の公共的団体に委託することができる。

(平 9 条例 39・追加)

## 第 12 章 自動車駐車場の管理

(平 9 条例 39・追加)

(駐車場の使用者の資格)

第 45 条 市営住宅の共同施設として整備された自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 当該市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第 36 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しないこと。

(平 9 条例 39・追加、平 20 条例 42・一部改正)

(使用の許可)

第 46 条 前条に規定する資格のある者で、駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、使用の許可の申請をした者の数が、使用することができる駐車場の数を超えるときは、市長の定めるところにより、公正な方法で選考し、駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、当該申請をした入居者又は同居者のうちに、身体障害者その他特別な事由のある者がある場合において、市長が必要であると認めるときは、その者を優先的に選考することができる。
- 3 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、その者に駐車場の使用許可証を交付するものとする。



(平 9 条例 39・追加)

(使用料)

第 47 条 駐車場の使用料は、別に市長が定めるものとする。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(平 9 条例 39・追加)

(使用の許可の取消し)

第 48 条 市長は、駐車場の使用の許可を受けた者(以下「駐車場使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。
  - (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
  - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
  - (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
  - (5) 第 45 条に規定する資格を失ったとき。
  - (6) 前各号に掲げるほか、駐車場の管理上必要があるとき。
- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた駐車場使用者は、速やかに当該駐車場を明渡さなければならない。
- 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の明渡請求を行ったときは、当該明渡請求を受けた者に対して、駐車場の使用の開始の日から明渡請求の日までの期間については、当該駐車場の使用料の 2 倍の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、明渡請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該駐車場の使用料の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定に該当することにより同項の明渡請求を行ったときは、当該明渡請求を受けた者に対し、明渡請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、当該駐車場の使用料の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 第 17 条の規定は、前 2 項の規定により明渡請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について毎月徴収する金銭について準用する。

(平 9 条例 39・追加)

(準用)

第 49 条 駐車場の管理については、第 45 条から前条までに定めるもののほか、第 17 条、第 17 条の 2、第 21 条、第 22 条及び第 23 条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、

「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(平 9 条例 39・追加、平 25 条例 34・一部改正)

## 第 13 章 補則

(平 9 条例 39・章名追加)

(収入状況の報告の請求等)

第 50 条 市長は、第 13 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条の 2 第 2 項若しくは第 29 条の 2 第 1 項の規定による家賃若しくは割増賃料の決定、第 14 条第 2 項の規定による地域特別賃貸住宅の家賃の特例、第 14 条第 3 項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の特例、第 15 条(第 27 条第 2 項、第 28 条の 2 第 3 項又は第 29 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 30 条の規定によるあっせん等、第 32 条第 1 項の規定による明渡請求又は第 33 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、市営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は前項の規定により指定された当該職員は、前 2 項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(平 9 条例 39・追加、平 10 条例 30・平 11 条例 15・一部改正)

(住宅監理員及び住宅管理人)

第 51 条 住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

2 住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

4 住宅管理人は、住宅監理員の指導を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

5 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 9 条例 39・旧第 37 条線下)

(立入検査)

第 52 条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(平 9 条例 39・旧第 38 条繰下)

(罰則)

第 53 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平 9 条例 39・旧第 39 条繰下)

(委任)

第 54 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 9 条例 39・旧第 40 条繰下)

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定により行った手続きその他の行為は、この条例の相当規定により行った手続きその他の行為とみなす。

3 施行日前に同居の親族を残して死亡し、又は退居した市営住宅の入居者の同居の親族の入居の承継については、第 12 条の規定による市長の承認を得たものとみなす。

付 則(平成元年 3 月 23 日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年 12 月 22 日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 22 日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年 6 月 18 日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月 20 日)

1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の基準については、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公募を行わず、同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準についても、同様とする。

付 則(平成3年6月24日)

この条例は、平成3年8月1日から施行する。

付 則(平成3年9月24日)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

付 則(平成3年12月24日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年9月24日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表田上団地の項及び田上第二団地の項の改正規定は、平成4年10月10日から施行する。

付 則(平成4年12月21日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年6月28日)

この条例は、規則で定める日(平成5年10月15日—平成5年規則第87号)から施行する。

付 則(平成5年12月22日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表西教寺団地の項戸数の欄及び螢谷団地の項戸数の欄の改正規定は、規則で定める日(平成6年4月1日—平成6年規則第6号)から施行する。

附 則(平成6年6月23日)

この条例は、規則で定める日(平成6年9月10日—平成6年規則第44号)から施行する。

附 則(平成6年9月27日)

この条例は、規則で定める日(平成7年1月1日—平成6年規則第69号)から施行する。

附 則(平成6年12月22日)

この条例は、規則で定める日(平成7年4月1日—平成7年規則第10号)から施行する。

附 則(平成7年3月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月 23 日条例第 33 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災の住宅被災市町村の被災者で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けて市営住宅に入居しているものについては、施行日に改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定により入居の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成 7 年 9 月 25 日条例第 44 号)

この条例は、規則で定める日(別表の改正規定中「

西教寺団地	大津市坂本六丁目 16 番他	5
-------	----------------	---

」を「

西教寺団地	大津市坂本六丁目 16 番	24
-------	---------------	----

」に改める部分については平成 7 年 11 月 1 日—平成 7 年規則第 72 号、別表の改正規定中「

日和団地	大津市坂本六丁目 22 番	15
------	---------------	----

」を削る部分については平成 8 年 2 月 15 日—平成 8 年規則 5 号)から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 25 日条例第 60 号)

この条例は、規則で定める日(別表の改正規定中「

九条団地	大津市坂本七丁目 5 番他	132
------	---------------	-----

」を「

九条団地	大津市坂本七丁目 5 番他	25
------	---------------	----

」に改める部分については平成 8 年 3 月 1 日—平成 8 年規則 6 号、別表の改正規定中「

九条団地	大津市坂本七丁目 5 番他	132
------	---------------	-----

」を「

九条団地	大津市坂本七丁目 5 番他	25
------	---------------	----

」に改める部分を除く部分については平成 8 年 4 月 1 日—平成 8 年規則第 29 号)から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、規則で定める日(平成 9 年 4 月 1 日—平成 9 年規則第 7 号)から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 15 日条例第 39 号)

改正 平成 15 年 3 月 25 日条例第 17 号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて設置されている市営住宅又は共同施設については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 4 条、第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 11 条の 2、第 12 条、第 13 条(第 5 項を除く。)、第 14 条第 1 項、第 14 条の 2、第 15 条、第 25 条から第 29 条の 2 まで、第 31 条から第 34 条の 2 まで、第 36 条並びに第 45 条から第 50 条までの規定は適用せず、旧条例第 4 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条、第 25 条から第 29 条まで、第 31 条から第 34 条まで並びに第 36 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 新条例第 13 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条の 2 第 2 項又は第 29 条の 2 第 1 項の規定による家賃又は割増賃料の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の市営住宅(地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)については同項の規定にかかわらず平成 10 年 3 月 31 日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 4 平成 10 年 4 月 1 日において現に附則第 2 項の市営住宅(改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)に入居している者の平成 10 年度から平成 12 年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 13 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項又は第 15 条の規定による家賃の額が旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第 13 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項又は第 15 条の規定による家賃の額から旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第 27 条又は第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額が旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額に旧条例第 28 条の規定による割増賃料の額を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第 27 条又は第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額から旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額及び旧条例第 28 条の規定による割増賃料の額を控

除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額及び旧条例第 28 条の規定による割増賃料の額を添えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成 10 年度	0.25
平成 11 年度	0.5
平成 12 年度	0.75

- 5 平成 10 年 4 月 1 日において現に附則第 2 項の市営住宅(改良住宅に限る。)に入居している者の平成 10 年度から平成 16 年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 14 条第 1 項、第 15 条又は第 28 条の 2 の規定による家賃の額が旧条例第 13 条第 1 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を超える場合にあっては、新条例第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 14 条第 1 項、第 15 条又は第 28 条の 2 の規定による家賃の額から旧条例第 13 条第 1 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を控除して得た額に市長が定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条第 1 項、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

(平 15 条例 17・一部改正)

- 6 平成 10 年 4 月 1 日において現に附則第 2 項の市営住宅(改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)に入居している者で、同日前に旧条例第 13 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受けており、かつ、同日以後も同号の規定の適用を受けることとなっていたものの平成 10 年度以降の各年度(同号の規定の適用を受けた日から 6 年を経過する日の属する年度までに限る。)の家賃の額は、附則第 4 項の規定にかかわらず、その者に係る新条例第 13 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項、第 15 条又は第 34 条の規定による家賃の額が旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項第 1 号、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第 13 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項、第 15 条又は第 34 条の規定による家賃の額から旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項第 1 号、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を控除して得た額に市長が定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項第 1 号、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第 27 条又は第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額が旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項第 1 号、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額に旧条例第 28 条の規定による割増賃料の額を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第 27 条又は第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の

規定による家賃の額から旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項第 1 号、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額及び旧条例第 28 条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に市長が定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 3 項第 1 号、第 15 条又は第 16 条の規定による家賃の額及び旧条例第 28 条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。この場合において、新条例第 34 条の規定を適用するときは、その者が現に旧条例第 13 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受けた日から適用するものとする。

- 7 前項の規定の適用を受ける者については、その者が現に旧条例第 13 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受けた日から 6 年を経過する日の属する年度の翌年度から起算して 3 年度までの各年度の家賃の額は、附則第 4 項の例により定めるものとする。
- 8 平成 10 年 4 月 1 日において、附則第 2 項の市営住宅に、市長の許可を得て同居している者は新条例第 11 条の 2 の規定により、旧条例第 12 条の規定により市長の承認を得て入居している者は新条例第 12 条の規定により、それぞれ市長の承認を得たものとみなす。
- 9 平成 10 年 4 月 1 日前に条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成 9 年 12 月 25 日条例第 52 号)

この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は規則で定める日(平成 11 年 3 月 1 日—平成 11 年規則第 3 号)から、第 3 条の規定は平成 10 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 25 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 12 月 22 日条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 7 の改正規定中「寺辺団地」を「寺辺団地 南郷団地」に改める部分は、規則で定める日(平成 11 年 3 月 1 日—平成 11 年規則第 4 号)から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日条例第 15 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 25 日条例第 29 号)

この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は規則で定める日(平成 12 年 8 月 1 日—平成 12 年規則第 82 号)から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 20 日条例第 50 号)

この条例は、規則で定める日(別表第 3 の改正規定については平成 12 年 3 月 1 日—平成 12 年規則第 7 号、別表第 1 比叡辻団地の項の次に「



」を加える改正規定、別表第 6 の改正規定及び別表第 7 の改正規定については平成 12 年 4 月 1 日(平成 12 年規則第 8 号)から施行する。ただし、第 4 条の改正規定並びに別表第 1 鳥居川団地の項及び桑畑団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 25 日条例第 70 号)

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条第 1 項及び別表第 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 20 日条例第 89 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、第 36 条の改正規定は、公布の日から、別表第 3 の改正規定は、規則で定める日(平成 13 年 4 月 1 日(平成 13 年規則第 32 号))から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 21 日条例第 24 号)

この条例は、規則で定める日(第 1 条の改正規定については平成 13 年 8 月 1 日(平成 13 年規則第 67 号)、第 2 条の改正規定については平成 13 年 10 月 1 日(平成 13 年規則第 75 号))から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 25 日条例第 42 号)

この条例は、規則で定める日(平成 13 年 9 月 28 日(平成 13 年規則第 82 号))から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 26 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、規則で定める日(平成 14 年 7 月 1 日(平成 14 年規則第 61 号))から施行する。

附 則(平成 14 年 6 月 20 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 20 日条例第 60 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 25 日条例第 17 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 穴太団地の項の改正規定及び別表第 7 の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 23 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 21 日条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 7 の改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 29 日条例第 79 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 5 号の改正規定は民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 34 号)の施行の日(平成 17 年 10 月 24 日)から、別表第 7 の改正規定中「大谷団地」を「大谷団地 蟹川団地」に改める部分は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号ただし書及び第 6 号並びに第 36 条第 8 項の規定は、この条例(第 3 条第 2 項第 5 号の改正規定及び別表第 7 の改正規定中「大谷団地」を「大谷団地 蟹川団地」に改める部分を除く。)の施行前に市営住宅の明渡しの請求を受けた者についても適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 150 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に志賀町営住宅の設置および管理に関する条例(平成 9 年志賀町条例第 18 号。以下「旧町条例」という。)の規定に基づき高城団地及び和邇団地に入居している者及び入居者と同居している者は、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定に基づき高城団地及び和邇団地に入居し、及び同居しているものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧町条例の規定に基づき高城団地及び和邇団地の駐車場の使用の許可を受けている者は、新条例の規定に基づき高城団地及び和邇団地の駐車場の使用の許可を受けているものとみなす。
- 4 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧町条例の規定によってされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってされたものとみなす。
- 5 旧町条例に基づく高城団地及び和邇団地の未納の家賃については、旧町条例の例による。
- 6 附則第 2 項の規定により新条例の規定に基づき高城団地及び和邇団地に入居しているものとみなされる者(以下「旧志賀町営住宅入居者」という。)に係る施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の家賃(以下「施行日以後の 3 月分の家賃」という。)の額については、新条例の規定にかかわらず、旧町条例の例による。

- 7 施行日前に旧志賀町営住宅入居者が施行日以後の3月分の家賃を支払ったときは、前項の規定に基づく家賃として納付したものとみなす。
- 8 前3項の規定は、高城団地及び和邇団地の駐車場の使用料について準用する。
- 9 旧志賀町営住宅入居者の平成18年度から平成20年度までの各年度の家賃の額は、新条例の規定により算出した家賃の額が、旧町条例がなお効力を有することとして旧町条例の規定により算出したものとした場合(以下単に「旧町条例を適用した場合」という。)の家賃の額を超えるときは、新条例の規定にかかわらず、新条例の規定により算出した家賃の額から旧町条例を適用した場合の家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じた額に、旧町条例を適用した場合の家賃の額を加えて得た額とする。この場合において、旧町条例を適用した場合の家賃を算出するときは、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第1号の数値及び同項第4号の数値については、平成17年度において旧町条例の規定を適用した場合の例によるものとし、同項の家賃算定基礎額、同項第2号の数値、同項第3号の数値及び同令第3条の近傍同種の住宅の家賃については、平成18年度から平成20年度までの各年度において新条例の規定を適用したものとした場合の例による。

年度の区分	負担調整率
平成18年度	0.25
平成19年度	0.5
平成20年度	0.75

- 10 前項の場合において、新条例第34条の規定を適用するときは、その入居期間は、旧町条例第38条の規定の適用を受けていた入居期間を通算する。
- 11 施行日前にした旧町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町条例の例による。

附 則(平成18年3月17日条例第36号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1穴太団地の項の改正規定は規則で定める日(平成18年12月27日—平成18年規則第144号)から、同表大谷団地の項の改正規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成18年4月1日(以下「施行日」という。)前に50歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する

条例(以下「新条例」という。)第4条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 市営住宅の入居者が施行日前に50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に50歳以上の者である場合における新条例第4条第1項第4号に規定する収入の条件については、同号ア(イ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に50歳以上である者に係る地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者の選考については、新条例第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第27条第1項の規定は、平成19年度以降の年度の毎月の家賃について適用する。
- 6 施行日において市営住宅に現に入居している者で改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第27条第1項に規定する家賃が定められているものに係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項の表中「この項の規定により当該市営住宅の家賃が定められることとなった年度」とあるのは、「平成19年度」とする。

附 則(平成19年6月22日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第4号、第27条、第28条の2及び第28条の3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第13条の規定は、平成21年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃の算定について適用し、平成20年度の市営住宅の毎月の家賃の算定については、なお従前の例による。
- 3 平成21年4月1日において同日前から引き続き市営住宅に入居している者で新条例第13条の規定による市営住宅の毎月の家賃の額(以下この条において「新家賃額」という。)が、同日前の最終の市営住宅の毎月の家賃の額(以下この条において「旧家賃額」という。)を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の市営住宅の毎月の家賃は、新条例第13条の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
--------	-----

平成 22 年度	0.4
平成 23 年度	0.6
平成 24 年度	0.8

- 4 平成 21 年 4 月 1 日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の条件については、新条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 3 条第 2 項の規定により公募を行わない場合において同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の条件についても、同様とする。
- 5 次に掲げる者に関する収入超過者としての認定に係る収入、当該認定をした場合における市営住宅の毎月の家賃の算定方法及び高額所得者としての認定に係る収入については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、新条例第 4 条第 1 項第 4 号、第 25 条、第 27 条、第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (1) 平成 21 年 4 月 1 日において同日前から引き続き市営住宅に入居している者
- (2) 市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅への入居の申込みを平成 21 年 4 月 1 日前になし、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込みをした者
- (3) 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、当該建替事業により新たに整備される市営住宅への入居の申出を平成 21 年 4 月 1 日前になし、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申出をした者

附 則(平成 21 年 6 月 19 日条例第 44 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 6 月 21 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日条例第 57 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 穴太団地の項の改正規定は、規則で定める日(平成 23 年 3 月 1 日—平成 23 年規則第 9 号)から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 27 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 19 日条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 高橋川第一団地の項の改正規定は、規則で定める日(平成 24 年 2 月 15 日—平成 24 年規則第 9 号)から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 74 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項第 8 号の改正規定は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日条例第 76 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日条例第 76 号)

この条例は、規則で定める日(平成 26 年 11 月 4 日—平成 26 年規則第 129 号)から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 28 日条例第 92 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(平 6 条例 35・平 6 条例 43・平 7 条例 19・平 7 条例 33・平 7 条例 44・一部改正、平 7 条例 60・旧別表・一部改正、平 8 条例 35・平 9 条例 39・平 9 条例 52・平 10 条例 30・平 10 条例 43・平 11 条例 29・平 11 条例 50・平 13 条例 24・平 15 条例 17・平 15 条例 51・平 16 条例 64・平 17 条例 150・平 18 条例 36・平 19 条例 28・平 20 条例 42・平 21 条例 44・平 22 条例 34・平 22 条例

57・平 23 条例 18・平 23 条例 64・平 24 条例 74・平 25 条例 75・平 26 条例  
76・平 28 条例 40・平 29 条例 17・平 29 条例 38・一部改正)

名称	位置	戸数
高城団地	大津市和邇高城 63 番地の 8 ほか	10
和邇団地	大津市和邇中 32 番地の 2 ほか	12
伊香立団地	大津市伊香立下在地町 1222 番地の 1	4
下龍華団地	大津市伊香立下龍華町 584 番ほか	10
臨湖団地	大津市本堅田一丁目 1 番	90
堅田団地	大津市本堅田一丁目 27 番	32
堅田第二団地	大津市本堅田三丁目 23 番	54
天神山団地	大津市衣川三丁目 14 番ほか	40
仰木の里団地	大津市仰木の里東一丁目 14 番	23
西教寺前団地	大津市坂本六丁目 16 番	24
日和団地	大津市坂本六丁目 22 番	15
坂本団地	大津市坂本八丁目 1 番	30
坂本第二団地	大津市坂本八丁目 31 番	24
坂本第三団地	大津市坂本八丁目 7 番	30
坂本第四団地	大津市坂本六丁目 21 番	18
下阪本団地	大津市比叡辻一丁目 15 番	70
比叡辻団地	大津市比叡辻二丁目 11 番	145
坂本一丁目団地	大津市坂本一丁目 16 番	30
唐崎駅前団地	大津市唐崎二丁目 10 番	116
唐崎駅前第二団地	大津市唐崎二丁目 10 番	49
穴太団地	大津市唐崎三丁目 11 番ほか	218
神宮団地	大津市神宮町 9 番	40
二本松団地	大津市二本松 8 番	12
水車谷団地	大津市皇子が丘一丁目 23 番ほか	110
大谷団地	大津市大谷町 6 番	22

音羽台団地	大津市音羽台 7 番	24
朝日が丘団地	大津市朝日が丘一丁目 8 番	12
朝日が丘二丁目 団地	大津市朝日が丘二丁目 9 番	24
中央団地	大津市島の関 1 番	84
西ノ庄第一団地	大津市西の庄 18 番	24
西ノ庄第二団地	大津市西の庄 14 番	6
昭和第一団地	大津市昭和町 6 番	18
昭和第二団地	大津市西の庄 15 番	30
膳所団地	大津市本丸町 6 番	100
御殿浜第一団地	大津市御殿浜 14 番	40
御殿浜第二団地	大津市御殿浜 12 番	28
栗津第一団地	大津市御殿浜 6 番ほか	70
栗津第二団地	大津市晴嵐二丁目 1 番ほか	96
秋葉台団地	大津市秋葉台 11 番	40
別保三丁目団地	大津市別保三丁目 5 番	42
螢谷団地	大津市螢谷 9 番	20
螢谷第二団地	大津市螢谷 1 番	6
寺辺団地	大津市石山寺三丁目 19 番ほか	20
石山団地	大津市大平一丁目 5 番	249
石山第二団地	大津市大平二丁目 6 番	170
南郷団地	大津市南郷三丁目 16 番	38
大石団地	大津市大石中三丁目 1 番	12
田上団地	大津市稲津一丁目 7 番	17
田上第二団地	大津市稲津一丁目 14 番	10
野郷原団地	大津市野郷原一丁目 10 番	27
山の手団地	大津市野郷原二丁目 25 番ほか	38
高橋川第一団地	大津市大江二丁目 1 番	1
高橋川第二団地	大津市大江二丁目 33 番	1



檜山団地	大津市大江三丁目 29 番	19
一ツ松団地	大津市一里山四丁目 6 番	16

別表第 2(第 2 条関係)

(平 9 条例 39・追加、平 11 条例 50・平 12 条例 70・平 12 条例 89・平 13 条例 42・平 13 条例 51・平 14 条例 19・平 14 条例 37・平 14 条例 60・平 16 条例 27・一部改正、平 17 条例 79・旧別表第 3 繰上)

名称	位置	戸数
下龍華団地	大津市伊香立下龍華町 584 番ほか	7
坂本南団地	大津市坂本六丁目 9 番ほか	20
九条団地	大津市坂本七丁目 5 番ほか	25
笠ノ岡団地	大津市坂本八丁目 2 番ほか	23
皇子が丘第一団地	大津市錦織一丁目 5 番	52
皇子が丘第二団地	大津市皇子が丘一丁目 7 番ほか	55
蟹川団地	大津市音羽台 8 番	18
昭和第二団地	大津市西の庄 15 番	58
昭和第三団地	大津市昭和町 5 番ほか	16
栗津第一団地	大津市御殿浜 6 番ほか	112

別表第 3(第 2 条関係)

(平 7 条例 60・追加、平 9 条例 39・旧別表第 2 繰下、平 17 条例 79・旧別表第 4 繰上)

名称	位置	戸数
中央二丁目団地	大津市中央二丁目 5 番	7

別表第 4(第 2 条関係)

(平 7 条例 60・追加、平 9 条例 39・旧別表第 3 繰下、平 13 条例 24・一部改正、平 17 条例 79・旧別表第 5 繰上、平 23 条例 18・一部改正)

名称	位置	戸数
仰木の里団地	大津市仰木の里東一丁目 14 番	23
大谷団地	大津市大谷町 6 番	1
平津二丁目団地	大津市平津二丁目 18 番	18

別表第 5(第 2 条の 2 関係)

(平 9 条例 39・追加、平 10 条例 43・平 11 条例 50・平 13 条例 24・一部改正、平 17 条例 79・旧別表第 6 繰上)

臨湖団地 堅田団地 堅田第二団地 仰木の里団地 西教寺前団地 坂本団地  
坂本第四団地 比叡辻団地 坂本一丁目団地 唐崎駅前団地 唐崎駅前第二団  
地 穴太団地 神宮団地 水車谷団地 大谷団地 朝日が丘二丁目団地 中央  
団地 西ノ庄第一団地 昭和第一団地 膳所団地 御殿浜第二団地 栗津第一  
団地 栗津第二団地 別保三丁目団地 螢谷団地 石山団地 石山第二団地  
南郷団地 田上団地 野郷原団地 山の手団地 檜山団地 一ツ松団地 皇子  
が丘第一団地 蟹川団地 昭和第二団地

別表第 6(第 2 条の 3 関係)

(平 9 条例 39・追加、平 10 条例 43・平 11 条例 50・平 13 条例 24・平 15 条例  
17・平 16 条例 64・一部改正、平 17 条例 79・旧別表第 7 繰上・一部改正、平  
17 条例 150・一部改正)

高城団地 和邇団地 伊香立団地 仰木の里団地 西教寺前団地 日和団地  
坂本団地 坂本第二団地 坂本第三団地 坂本第四団地 坂本一丁目団地 唐  
崎駅前団地 唐崎駅前第二団地 穴太団地 神宮団地 二本松団地 大谷団地  
蟹川団地 朝日が丘団地 朝日が丘二丁目団地 中央団地 西ノ庄第一団地  
膳所団地 御殿浜第一団地 栗津第一団地 秋葉台団地 別保三丁目団地 螢  
谷団地 螢谷第二団地 寺辺団地 南郷団地 田上団地 田上第二団地 野郷  
原団地 山の手団地 一ツ松団地 九条団地 中央二丁目団地 平津二丁目団  
地